

京都市公用車購入等に係る車種選定要綱

(目的)

第1条 この京都市公用車購入等に係る車種選定要綱は、「京都市地球温暖化対策条例」、「京都市役所CO₂削減率先実行計画」及び「京都市役所グリーン調達推進方針」の趣旨を踏まえ、公用車の購入等における環境性能に関する基準、車種選定の基本的な考え方及び選定の手続を定めることにより、公用車への次世代自動車導入の促進を図り、もって「2050年までのCO₂排出量正味ゼロ」の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 本市が購入、寄付受納又はリースにより所有又は使用する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、特殊自動車及び乗合自動車をいう。
- (2) 一般公用車 公用車のうち、乗用自動車及び人の輸送とともに貨物の運搬を目的とする車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって特定公用車以外の公用車をいう。
- (3) 特定公用車 公用車のうち、貨物の運搬のみを目的とする貨物自動車、人の輸送とともに貨物の運搬を目的とする車両総重量3.5トン超の貨物自動車、特種用途自動車、特殊自動車及び乗合自動車をいう。
- (4) 次世代自動車 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車をいう。
- (5) 車種基準適合車 別表の左欄に掲げる「自動車の種類」ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる「車種基準」で指定した基準を満たす車とする。
- (6) 燃費 自動車の燃料消費率のことで燃料1リットルあたりの走行キロ数(km/L)で示す。
- (7) 購入等 自動車の購入、寄付受納及びリースを受けることをいう。
- (8) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、消防局、交通局、上下水道局、市会事務局、各行政委員会事務局、会計室、区役所及び区役所支所をいう。

(購入等の車種選定)

第3条 局等が公用車の購入等を行う場合は、別表に基づき、車種基準適合車を選定するとともに、可能な限り次の事項に留意し選定するものとする。

- (1) 走行時にCO₂を排出しない車両（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車をいう。）の選定に努める。
- (2) 車両の小型化について配慮する。
- (3) 給電機能を有する車両の選定に努める。

(事前協議)

第4条 局等の長は、公用車の購入等を行う場合には、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。

- (1) 事前協議書の提出

局等の長は、購入等を行う年度の4月1日から7月31日までの期間において公用車購入等車種事前協議書（様式1又は様式2）を環境政策局地球環境・エネルギー担当局長（以

下「地球環境・エネルギー担当局長」という。)に提出しなければならない。この場合、局等の長は、地球環境・エネルギー担当局長との事前協議が整うまでは自動車の購入等に関する手続を進めてはならない。

(2) 基準適合の可否

地球環境・エネルギー担当局長は、申請のあった公用車購入等車種事前協議書に基づき、車両ごとに本要綱で定める基準との適合の可否について審査するものとする。

(3) 事前協議済の通知

地球環境・エネルギー担当局長は、公用車購入等車種事前協議書を受理した日から30日以内に、公用車購入等車種事前協議済通知書(様式3又は様式4)に基づき、申請のあった購入等する公用車に対する基準適合の可否等について、局等の長に通知するものとする。

(4) 事前協議済通知書の提出

前号の通知を受けた局等は、当該購入等に係る契約依頼に当たり、購入等を行う公用車の仕様書とともに、公用車購入等車種事前協議済通知書の写しを行財政局財政部契約課に提出しなければならない。

(情報提供)

第5条 局等の長は、購入等を行った公用車その他保有している公用車について、地球環境・エネルギー担当局長から求めがあった場合は、当該車両に係る情報を提供しなければならない。

2 地球環境・エネルギー担当局長は、公用車の保有状況にかかる調査を通じて、次世代自動車の導入状況に関する情報を収集し、整理し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項が生じた場合は、公用車の購入等を行う局等の長は、本要綱で定める手続に関わらず、別途地球環境・エネルギー担当局長と協議するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月16日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の施行に伴い、「公用車購入車種指定制度の実施要領」は廃止する。

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公用車購入等車種事前協議書を提出する自動車から適用し、同日前に提出された事例については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公 用 車 購 入 等 車 種 基 準

自動車の種類		車種基準
一般公用車	乗用車	次世代自動車
	貨物自動車	① 次世代自動車 ② 次世代自動車以外（ガソリン，軽油又は液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車）にあつては，次の要件を満たすこと ・平成27年度燃費基準 ^{注1} ）+15%（車両総重量が2.5トン以下のもの） ・平成27年度燃費基準+5%（車両総重量が2.5トン超から3.5トン以下のもの）
特定公用車	貨物自動車 特種用途自動車 特殊自動車 乗合自動車	① 次世代自動車 ② 次世代自動車以外（ガソリン，軽油又は液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車）にあつては，次のいずれかの要件を満たすこと ・低排出ガス認定車 ^{注2} ）のうち，より排出ガスが少なく，より低燃費の自動車 ・公道を走行しない特定特殊自動車（オフロード車）にあつては，排出ガス基準適合車 ^{注3} ）及び 少数特例基準適合車 ^{注4} ）

注1) 「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成23年3月22日経済産業省・国土交通省告示第2号）で定められた基準エネルギー消費効率

注2) 低排出ガス車認定実施要領（平成12年3月13日運輸省告示第103号）第5条に規定される基準を満たした自動車をいう

注3) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51条）第12条第1項及び同条第2項の規定により，基準適合表示が付された自動車

注4) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条第3項の規定により，少数特例表示が付された自動車

(様式1)

年 月 日

環境政策局 地球環境・エネルギー担当局長 宛

公用車購入等車種事前協議書（一般公用車用）

京都市公用車購入等に係る車種選定要綱第4条第1号の規定に基づき、購入等車種について下記のとおり事前協議を申し出ます。

申 出 者	(車両購入局等の長) (担当課・連絡先:)			
購入予定車種	☐ 普通 ☐ 小型 ☐ 軽		☐ 乗用 ☐ 貨物	
購入予定車種の 具体的な仕様等	1 使用燃料	☐ ガソリン ☐ 軽油 ☐ その他 ()		
	2 乗車定員	人		
	3 車両総重量	kg		
	4 駆動方式	☐ 2WD ☐ 4WD ☐ その他 ()		
	5 給電機能	☐ 有 (☐ 外部給電 ☐ コンセント) ☐ 無		
	6 アイドリングストップ機能	☐ 有 ☐ 無		
	7 購入台数	台		
	8 その他特記事項			
購入予定車の車種又は燃費性能区分	☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車			
	☐ 燃料電池自動車 ☐ ハイブリッド自動車			
	☐ 天然ガス自動車 ☐ クリーンディーゼル車			
	☐ H27年度燃費基準達成+ ____ %達成車			
購入予定車の 車名、型式及び 燃費	新規・更新・その他 () 現在使用車名・ナンバー ()			
	メーカ	車 名	型 式	燃 費
				km/L
				km/L
				km/L
(基準に適合しない 車種を購入する 場合、その理由)				

※ 購入予定車に関する環境仕様書（燃費が記載されたもの。カタログの写し又はメーカーのホームページからダウンロードしたものでも可）を添付してください。

(様式2)

年 月 日

環境政策局 地球環境・エネルギー担当局長 宛

公用車購入等車種事前協議書（特定公用車用）

京都市公用車購入等に係る車種選定要綱第4条第1号の規定に基づき、購入等車種について下記のとおり事前協議を申し出ます。

申 出 者	(車両購入局等の長) (担当課・連絡先：)			
購入予定車種	☐ 普通 ☐ 小型 ☐ 軽 ☐ 大型	☐ 乗用 ☐ 貨物 ☐ 特種 ☐ 乗合 ☐ 特殊 (☐ 特定特殊自動車)		
用 途	(具体的に)			
購入予定車種の 具体的な仕様等	1 使用燃料	☐ ガソリン ☐ 軽油 ☐ その他 ()		
	2 乗車定員	人		
	3 車両総重量	kg		
	4 駆動方式	☐ 2WD ☐ 4WD ☐ その他 ()		
	5 給電機能	☐ 有 (☐ 外部給電 ☐ コンセント) ☐ 無		
	6 アイドリングストップ機能	☐ 有 ☐ 無		
	7 購入台数	台		
	8 その他特記事項			
購入予定車の車種 及び排出ガス性能 の区分	☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ 天然ガス自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ ハイブリッド自動車 ☐ クリーンディーゼル車	排 出 ガ ス 性 能 重量車以外 重 量 車		
		☐ ☆☆☆☆ ☐ ☆☆☆ ☐ その他 ()	☐ H28年規制適合 ☐ PM10%低減レベル ☐ NOx10%低減レベル ☐ その他 ()	
購入予定車の 車名、型式及び 燃費	新規・更新・その他 () 現在使用車名・ナンバー ()			
	メーカ－	車 名	型 式	燃 費
				km/L
				km/L
				km/L
(基準に適合しない車種を購入する場合、その理由)				

※ 購入予定車に関する環境仕様書（排ガス性能及び燃費が記載されたもの。カタログの写し又はメーカーのホームページからダウンロードしたものでも可）を添付してください。

(様式3)

年 月 日

様

環境政策局 地球環境・エネルギー担当局長

公用車購入等車種事前協議済通知書（一般公用車用）

京都市公用車購入等に係る車種選定要綱第4条第3号の規定に基づき 年 月 日付
で申出のあった件について事前協議を行い、下記のとおり内容を確認したことを通知します。

購入予定車種	☐ 普通 ☐ 小型 ☐ 軽			☐ 乗用 ☐ 貨物	
購入予定車の車種	☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ ハイブリッド自動車 ☐ 天然ガス自動車 ☐ クリーンディーゼル車				
	☐ H27年度燃費基準達成+____%達成車				
購入予定車の 車名、型式及び 燃費	新規・更新・その他 () 現在使用車名・ナンバー ()				
	メーカー	車名	型式	燃費	基準の 適否
				km/L	
				km/L	
				km/L	
(備考)					

※ 仕様書を提出する際は、本通知書を添付してください。

※ 仕様書には、上記燃費性能を必ず記載してください。

(様式 4)

年 月 日

様

環境政策局 地球環境・エネルギー担当局長

公用車購入等車種事前協議済通知書（特定公用車用）

京都市公用車購入等に係る車種選定要綱第4条第3号の規定に基づき 年 月 日付
で申出のあった件について事前協議を行い、下記のとおり内容を確認したことを通知します。

購入予定車種	☐ 普通 ☐ 軽	☐ 小型 ☐ 大型	☐ 乗用 ☐ 特殊（ ☐ 特定特殊自動車）	☐ 貨物 ☐ 特種	☐ 乗合
用途	（具体的に				
購入予定車の車種及び排出ガス性能の区分	☐ 電気自動車 ☐ 燃料電池自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ ハイブリッド自動車 ☐ 天然ガス自動車 ☐ クリーンディーゼル車	排出ガス性能			
		重量車以外		重量車	
		☐ ☆☆☆☆ ☐ ☆☆☆ ☐ その他（	☐ H28年規制適合 ☐ PM10%低減レベル ☐ NOx10%低減レベル ☐ その他（		
購入予定車の車名、型式及び燃費	新規・更新・その他（				
	現在使用車名・ナンバー（				
	メーカー	車名	型式	燃費	基準の適否
				km/L	
				km/L	
			km/L		
（備考）					

※ 仕様書を提出する際は、本通知書を添付してください。